

FFG

第13期

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2020年6月26日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時）

開催
場所

福岡市博多区下川端町3番2号
ホテルオークラ福岡 4階平安の間

スマートフォンでの議決権行使は
「スマート行使」をご利用ください。

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」
を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パ
スワード」を入力せずにアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



詳しくはP4へ

本株主総会につきましては、極力、書面またはイン
ターネット等により事前の議決権行使をいただき、
株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日の
ご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

接触リスクを勘案し、例年、株主総会ご出席の株
主様にお配りしておりましたお土産を本年は取り
やめとさせていただきます。

目次

■ 第13期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）9名選任 の件	12
第4号議案 監査等委員である 取締役3名選任の件	18
第5号議案 補欠の監査等委員である 取締役2名選任の件	21
第6号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）の報酬額 設定の件	23
第7号議案 監査等委員である取締役の 報酬額設定の件	24
（第13期定時株主総会招集ご通知 添付書類）	
■ 事業報告	26
■ 連結計算書類	54
■ 個別計算書類	56
■ 監査報告書	58
株主総会会場ご案内図	

2020年6月4日

株主各位

福岡市中央区大手門一丁目8番3号
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
取締役会長兼社長 柴戸隆成

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、**本総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月25日(木曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|----------------|---|
| 1. 日 時 | 2020年6月26日(金曜日)午前10時 |
| 2. 場 所 | 福岡市博多区下川端町3番2号
ホテルオークラ福岡 4階平安の間
本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席が例年より大幅に減少いたします。そのため、 当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第13期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

議決権行使についてのご案内

当日ご出席による 議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2020年6月26日(金)
午前10時

書面による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、「日本証券代行株式会社代理人部」に到着するようご返送ください。

行使期限

2020年6月25日(木)
午後5時到着分まで

インターネット等による 議決権行使



議決権行使ウェブサイト(<https://www.e-sokai.jp>)にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月25日(木)
午後5時まで

詳細は3頁から4頁をご覧ください。

(1) 重複行使の取扱い

「書面による議決権行使」の方法により議決権を行使され、「インターネット等による議決権行使」の方法でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わず「インターネット等による議決権行使」を有効なものとさせていただきます。

また、インターネット等で議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

(2) 議決権の代理行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」、「業務の適正を確保する体制」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fukuoka-fg.com/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類等の一部であり、監査役会が監査報告書を作成するに際して各監査役が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類等の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fukuoka-fg.com/>) に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力せずにアクセスできます。

ご注意事項

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。
また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

システム等に関するお問い合わせ

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル

電話 **0120-707-743** (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

議決権電子行使プラットフォームについて

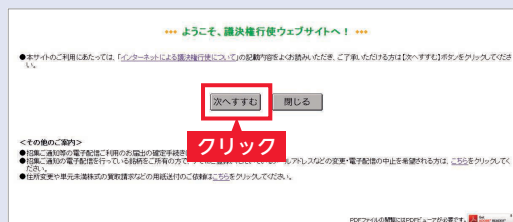
管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

■「議決権行使ウェブサイト」による方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>

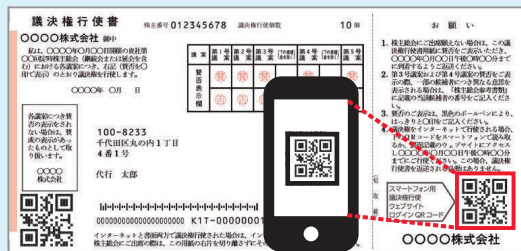
1 ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

■「スマート行使」による方法

1 QRコードを読み取る



お手元の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンやタブレット端末で読み取る

※ 上記方法での議決権行使は1回に限ります。一度議決権を行使

2 ログイン

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください。

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、
「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力せずにアクセスできます。

2 議決権行使方法を選択

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選択

3 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

した後で行使内容を変更される場合には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、企業価値の持続的な向上と企業体質の更なる強化を目指しつつ、株主の皆さまに対する利益還元の充実を図るため、安定配当をベースとした業績連動型の配当政策を導入しており、親会社株主に帰属する当期純利益の水準に応じて配当金をお支払いする方針としております。

しかしながら当期末の配当金につきましては、期初に公表のとおり、十八銀行との経営統合による一過性の要因があるため、配当金目安テーブルにかかわらず、以下のとおり前期と同水準といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当期末の普通株式の配当金につきましては、1株につき42円50銭（中間配当金を含め、当期の配当金は1株につき年間85円）とさせていただきますと存じます。

この場合の普通株式の配当総額は8,114,529,235円（中間配当金を含め、当期の配当総額は16,229,164,180円）となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日とさせていただきますと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とし、取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能の強化とコーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により創設された監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社の公告方法につき、公告閲覧の利便性向上を図るため、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合の措置として、長崎市で発行される長崎新聞に掲載する方法を追加するものであります。
- (3) その他、上記各変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

本議案の決議は本総会終結の時をもって効力を生じるものいたします。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1章 総則 (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 <u>3 監査役会</u> <u>4 会計監査人</u> (公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞並びに福岡市で発行される西日本新聞及び熊本市で発行される熊本日日新聞に掲載する。 第4章 取締役及び取締役会 (定員) 第19条 当社の取締役は、<u>14名</u>以内とする。 (新設) (選任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	第1章 総則 (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 <u>監査等委員会</u> (削除) <u>3 会計監査人</u> (公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞並びに福岡市で発行される西日本新聞、<u>熊本市で発行される熊本日日新聞及び長崎市で発行される長崎新聞</u>に掲載する。 第4章 取締役及び取締役会 (定員) 第19条 当社の取締役は、<u>15名</u>以内とする。 ② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

現行定款	変更案
② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設) (役付取締役及び代表取締役) 第22条 取締役は、<u>取締役会の決議</u>により社長1名を選定する。なお会長1名、副会長、副社長若干名を選定することができる。 ② 当会社の代表取締役は、社長を含め3名以内とする。 (執行役員) 第23条 当会社は、取締役会の決議により執行役員を置き、業務執行を委嘱することができる。 ② 当会社の取締役は、執行役員を兼務することができる。	② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (任期) 第21条 取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (役付取締役及び代表取締役) 第22条 取締役会は、<u>その決議</u>により社長1名を選定する。なお会長1名、副会長、副社長若干名を選定することができる。 ② <u>取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</u>当会社の代表取締役は、社長を含め3名以内とする。 (執行役員) 第23条 当会社は、取締役会の決議により執行役員を置き、業務執行を委嘱することができる。 ② 当会社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は、執行役員を兼務することができる。

現行定款	変更案
③ 当社は、専務執行役員、常務執行役員若干名を選定することができる。 (報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 (招集通知) 第28条 取締役会は、各取締役及び各監査役に対し会日より5日前にその通知を発して招集する。ただし、急を要するときはこの期間を更に短縮することができる。 第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (定員) 第31条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u> (選任) 第32条 <u>監査役は、株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> (任期) 第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	③ 当社は、専務執行役員、常務執行役員若干名を選定することができる。 (報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。 (招集通知) 第28条 取締役会は、各取締役に對し会日より5日前にその通知を発して招集する。ただし、急を要するときはこの期間を更に短縮することができる。 第5章 <u>監査等委員会</u> (削除) (削除) (削除)

現行定款	変更案
② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> ③ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (常勤監査役及び常任監査役) 第34条 <u>監査役会は、監査役の中からその決議によって常勤の監査役を選定する。また、必要に応じ常任監査役若干名を選定することができる。</u> (報酬等) 第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> (社外監査役の責任限定) 第36条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める額とする。</u> (組織及び運営) 第37条 <u>監査役会は、監査役をもって組織し、法令に別段の定めがあるもののほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</u>	(常勤の監査等委員) 第31条 <u>監査等委員会</u>は、<u>監査等委員の中からその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u> (削除) (削除) (運営) 第32条 (削除)

現行定款	変更案
② <u>監査役会の運営</u>については、この定款で定めるほか、<u>監査役会</u>で定める<u>監査役会規則</u>による。 (招集通知) 第<u>38</u>条 <u>監査役会</u>は、各<u>監査役</u>に対し会日より5日前にその通知を発して招集する。ただし、急を要するときはこの期間を更に短縮することができる。 (決議の方法) 第<u>39</u>条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、<u>監査役</u>の過半数をもってこれを行う。 第6章 会計監査人 第<u>40</u>条～第<u>41</u>条 (条文省略) (報酬等) 第<u>42</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。 第7章 計算 第<u>43</u>条～第<u>46</u>条 (条文省略)	<u>監査等委員会</u>の運営については、この定款で定めるほか、<u>監査等委員会</u>で定める<u>監査等委員会規則</u>による。 (招集通知) 第<u>33</u>条 <u>監査等委員会</u>は、各<u>監査等委員</u>に対し会日より5日前にその通知を発して招集する。ただし、急を要するときはこの期間を更に短縮することができる。 (決議の方法) 第<u>34</u>条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、<u>決議に加わることができる監査等委員の過半数の出席により、その出席監査等委員の過半数</u>をもってこれを行う。 第6章 会計監査人 第<u>35</u>条～第<u>36</u>条 (現行どおり) (報酬等) 第<u>37</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。 第7章 計算 第<u>38</u>条～第<u>41</u>条 (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（13名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いいたします。

本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名				現在の当社における地位
1	しば 柴	と 戸	たか 隆	しげ 成 再 任	取締役会長兼社長（執行役員兼務） 〔代表取締役〕
2	よし 吉	だ 田	やす 泰	ひこ 彦 再 任	取締役副社長（執行役員兼務） 〔代表取締役〕
3	しら 白	かわ 川	ゆう 祐	じ 治 再 任	取締役副社長（執行役員兼務） 〔代表取締役〕
4	もり 森	かわ 川	やす 康	あき 朗 再 任	取締役執行役員
5	よこ 横	た 田	こう 浩	じ 二 再 任	取締役執行役員
6	の 野	むら 村	とし 俊	み 巳 再 任	取締役執行役員
7	もり 森	たく 拓	じ 二	ろう 郎 再 任	取締役執行役員
8	ふか 深	さわ 沢	まさ 政	ひこ 彦 再 任 社外役員 独立役員	取締役（社外）
9	こ 小	すぎ 杉	とし 俊	や 哉 再 任 社外役員 独立役員	取締役（社外）



生年月日
1954年3月13日
所有する当社株式の数
14,511株

候補者番号 1 しば と たか しげ
柴 戸 隆 成

再任

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1976年4月	(株)福岡銀行入行	2012年4月	当社取締役副社長（執行役員兼務）
2003年6月	同 取締役総合企画部長	2014年6月	当社取締役社長（執行役員兼務）
2005年4月	同 常務取締役	2014年6月	(株)福岡銀行取締役頭取
2006年6月	同 取締役常務執行役員	2018年6月	(株)RKB毎日ホールディングス社外取締役（現任）
2007年4月	同 取締役専務執行役員	2019年4月	当社取締役会長兼社長（執行役員兼務）（現任）
2007年4月	当社取締役	2019年4月	(株)福岡銀行取締役会長兼頭取（現任）
2008年6月	第一交通産業(株)社外取締役（現任）		
2009年4月	当社取締役執行役員		
2010年4月	(株)福岡銀行取締役副頭取		
2011年4月	(株)親和銀行非業務執行取締役		

（重要な兼職の状況）

(株)福岡銀行 取締役会長兼頭取

取締役候補者とした理由

当社グループの福岡銀行において、経営企画・人事・監査・コンプライアンス・融資審査・総務の担当役員を歴任し、2014年6月から頭取、2019年4月から会長兼頭取を務めております。また、当社においても、グループの経営企画・人事・監査・リスク管理・総務の担当役員、2014年6月から社長、2019年4月から会長兼社長を務め、グループ経営全般を適切に統括する資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できると考え、取締役候補者としてしました。



生年月日
1957年2月26日
所有する当社株式の数
12,734株

候補者番号 2 よし だ やす ひこ
吉 田 泰 彦

再任

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1979年4月	(株)福岡銀行入行	2014年6月	昭和鉄工(株)社外監査役（現任）
2007年7月	同 執行役員総合企画部長	2017年4月	(株)福岡銀行取締役副頭取（現任）
2007年10月	同 執行役員経営管理部長	2018年4月	(株)親和銀行非業務執行取締役
2009年4月	同 執行役員本店営業部長	2019年4月	当社取締役副社長（執行役員兼務）（現任）
2011年4月	同 取締役常務執行役員		
2011年4月	当社執行役員		
2012年6月	当社取締役執行役員		
2014年4月	(株)福岡銀行取締役専務執行役員		
2014年4月	(株)親和銀行非業務執行取締役		

（重要な兼職の状況）

(株)福岡銀行 取締役副頭取（担当）
秘書室、監査部

取締役候補者とした理由

当社グループの福岡銀行において、経営企画・コンプライアンス・法人営業・ソリューション営業の部門長、本店営業部長、経営企画・人事・監査・営業企画・ソリューション営業・総務の担当役員を歴任し、2017年4月から副頭取を務めております。また、当社においても、グループの経営企画・人事・監査・営業企画・総務の担当役員、2019年4月から副社長を務め、グループ経営全般を適切に統括する資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できると考え、取締役候補者としてしました。



生年月日
1957年1月12日
所有する当社株式の数
5,394株

候補者
番号 3 しら かわ ゆう じ
白 川 祐 治

再 任

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1981年4月	(株)福岡銀行入行	2014年6月	当社取締役執行役員
2009年4月	同 執行役員北九州営業部長	2017年4月	(株)福岡銀行取締役副頭取（現任）
2011年4月	同 取締役常務執行役員北九州本部長	2017年4月	(株)熊本銀行非業務執行取締役
2013年4月	同 取締役常務執行役員	2019年4月	当社取締役副社長（執行役員兼務）（現任）
2013年4月	当社執行役員		
2014年4月	(株)福岡銀行取締役専務執行役員		

（重要な兼職の状況）
(株)福岡銀行 取締役副頭取

取締役候補者とした理由

当社グループの福岡銀行において、北九州営業部長、事業金融・ソリューション営業の部門長、営業企画・ソリューション営業・地域金融の担当役員を歴任し、2017年4月から副頭取を務めております。また、当社においても、グループの営業企画・地域金融・ベンチャービジネスの担当役員、2019年4月から副社長を務め、グループ経営全般を適切に統括する資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できると考え、取締役候補者としてしました。



生年月日
1958年2月4日
所有する当社株式の数
6,949株

候補者
番号 4 もり かわ やす あき
森 川 康 朗

再 任

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1981年4月	(株)福岡銀行入行	2016年4月	(株)福岡銀行取締役専務執行役員
2010年4月	同 執行役員経営管理部長	2017年4月	(株)親和銀行取締役副頭取
2011年7月	同 執行役員経営管理部長兼クオリティ統括部長	2019年4月	(株)福岡銀行取締役副頭取（現任）
2012年4月	同 取締役常務執行役員	2019年4月	(株)親和銀行非業務執行取締役（現任）
2012年4月	当社執行役員		
2014年6月	当社取締役執行役員（現任）		

（重要な兼職の状況）
(株)福岡銀行 取締役副頭取
(株)親和銀行 非業務執行取締役（担当）
事務統括部、IT統括部（CIO）

取締役候補者とした理由

当社グループの福岡銀行において、経営企画・コンプライアンス・融資審査・事務管理の部門長、経営企画・人事・リスク管理・事務管理・IT・総務の担当役員を歴任し、2019年4月から副頭取を務めております。また、当社においても、グループの経営企画・人事・リスク管理・事務管理・IT（CIO）・総務の担当役員、2014年6月から取締役を務め、グループ経営及び銀行業務全般に関して取締役としての役割・責務を適切に果たす資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できると考え、取締役候補者としてしました。



生年月日
1958年5月24日
所有する当社株式の数
4,722株

候補者番号 **5** よこ た こう じ
横 田 浩 二

再 任

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1982年4月	(株)福岡銀行入行	2017年4月	(株)福岡銀行取締役専務執行役員
2011年4月	同 執行役員営業推進部長	2017年4月	(株)親和銀行非業務執行取締役
2011年4月	当社執行役員	2017年6月	当社取締役執行役員（現任）
2013年4月	(株)福岡銀行常務執行役員	2019年4月	(株)福岡銀行取締役副頭取（担当）
2014年4月	同 取締役常務執行役員		イノベーション推進部（iBank事業グループ、みんなの銀行設立準備グループ（CDO））
2014年4月	(株)熊本銀行非業務執行取締役		

取締役候補者とした理由

当社グループの福岡銀行において、経営企画・営業企画の部門長、経営企画・リスク管理・営業企画・デジタル戦略・海外戦略・総務の担当役員、副頭取を歴任しております。また、当社においても、グループの経営企画・リスク管理・営業企画・デジタル戦略（CDO）・海外戦略・総務の担当役員、2017年6月から取締役を務め、グループ経営及び銀行業務全般に関して取締役としての役割・責務を適切に果たす資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できると考え、取締役候補者となりました。



生年月日
1959年9月30日
所有する当社株式の数
2,345株

候補者番号 **6** の むら とし み
野 村 俊 巳

再 任

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1982年4月	(株)熊本相互銀行（現(株)熊本銀行）入行	2019年4月	(株)熊本銀行取締役頭取（現任）
2011年4月	同 執行役員営業推進部長兼市場営業室長	2019年4月	当社執行役員
2013年4月	同 取締役常務執行役員	2019年6月	当社取締役執行役員（現任）
2016年4月	当社執行役員		（重要な兼職の状況） (株)熊本銀行 取締役頭取

取締役候補者とした理由

当社グループの熊本銀行において、営業企画・市場の部門長、経営企画・人事・監査・コンプライアンス・営業企画の担当役員を歴任し、2019年4月から頭取を務めております。また、当社においても、2019年6月から取締役を務め、グループ経営及び銀行業務全般に関して取締役としての役割・責務を適切に果たす資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できると考え、取締役候補者となりました。

候補者
番号

7

もり
森たく じ ろう
拓二郎

再 任

生年月日

1955年2月28日

所有する当社株式の数

4,862株

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1978年4月 ㈱十八銀行入行
 2007年6月 同 執行役本店営業部長
 2010年6月 同 取締役常務執行役
 2012年6月 同 取締役代表執行役専務
 2014年6月 同 取締役代表執行役頭取

2019年4月 同 取締役頭取（現任）
 2019年4月 当社執行役員
 2019年6月 当社取締役執行役員（現任）

（重要な兼職の状況）

㈱十八銀行 取締役頭取

取締役候補者とした理由

当社グループの十八銀行において、本店営業部長、人事・リスク管理・コンプライアンスの部門長、経営企画・人事・リスク管理・コンプライアンス・営業企画・ソリューション営業・地域金融・市場の担当役員を歴任し、2014年6月から頭取を務めております。また、当社においても、2019年6月から取締役を務め、グループ経営及び銀行業務全般に関して取締役としての役割・責務を適切に果たす資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できると考え、取締役候補者となりました。

候補者
番号

8

ふか

さわ

まさ

ひこ

深 沢 政 彦

再 任

社外役員

独立役員

生年月日

1960年11月25日

所有する当社株式の数

2,616株

取締役会出席状況

14回／14回（100％）

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1984年4月 ㈱住友銀行（現㈱三井住友銀行）入行
 1993年4月 A.T. カーニー入社
 2002年5月 同 日本代表（2005年より韓国会長兼務）
 2007年1月 同 中国会長
 2012年5月 アリックスパートナーズ・アジア・LLC日本共同代表

2014年2月 同 アジア共同代表兼日本共同代表（現任）
 2016年6月 当社社外取締役（現任）
 2016年6月 ㈱福岡銀行非業務執行取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

㈱福岡銀行 非業務執行取締役

社外取締役候補者とした理由

A.T. カーニーの日本代表（韓国会長兼務）や中国会長を歴任され、2014年2月からアリックスパートナーズ・アジア・LLCのアジア共同代表兼日本共同代表を務めるなど、多種多様な企業の経営戦略や事業再生等のコンサルティングに関する豊富な実務経験と専門的知見を有しております。

また、当社が定める独立性判断基準の各要件を満たしており、独立性に問題はありません（注7）。

独立した客観的な立場から取締役及び経営を監督するとともに、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かし、適時適切に経営陣に対する意見や指導・助言を行うことにより、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献していただけるものと考え、社外取締役候補者となりました。



生年月日

1958年7月30日

所有する当社株式の数
975株

取締役会出席状況
14回/14回 (100%)

候補者
番号

9

こ すぎ とし や
小 杉 俊 哉

再 任

社外役員

独立役員

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1982年4月	日本電気(株)入社	2016年4月	慶應義塾大学大学院理工学 研究科 特任教授（現任）
1991年8月	米マッキンゼー・アンド・ カンパニー入社	2017年6月	当社社外取締役（現任）
1992年10月	ユニデン(株)人事総務部長	2017年6月	(株)福岡銀行非業務執行取締 役（現任）
1994年8月	アップルコンピュータ(株)人 事総務本部長兼米アップル社 人事担当ディレクター	2017年6月	エスベック(株)社外取締役 （現任）
2010年5月	合同会社THS経営組織研究 所代表社員（現任）	（重要な兼職の状況） (株)福岡銀行 非業務執行取締役	

社外取締役候補者とした理由

ユニデン(株)や米アップル社等、国内外大手企業の人事総務部門で要職を歴任され、現在は合同会社THS経営組織研究所の代表社員を務めるほか、慶應義塾大学大学院で教鞭をとるなど、組織改革や人材の育成・マネジメントに関する豊富な実務経験と専門的知見を有しております。

また、当社が定める独立性判断基準の各要件を満たしており、独立性に問題はありません（注8）。

独立した客観的な立場から取締役及び経営を監督するとともに、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かし、適時適切に経営陣に対する意見や指導・助言を行うことにより、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献していただけるものと考え、社外取締役候補者としてしました。

注1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 柴戸 隆成氏は、2020年5月19日現在、2020年6月26日付で西日本鉄道株式会社の社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。

3. 深沢 政彦氏、小杉 俊哉氏の両氏は、当社の特定関係事業者（子会社）である福岡銀行の非業務執行取締役であります。

4. 深沢 政彦氏、小杉 俊哉氏の両氏は、社外取締役候補者であり、有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

5. 深沢 政彦氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

6. 小杉 俊哉氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

7. 深沢 政彦氏個人及び深沢 政彦氏が所属する企業と当社グループとの取引について

・深沢 政彦氏が所属するアリックスパートナーズ・アジア・LLC（以下、「同社」といいます。）と当社グループとの間に顧問契約はありません。

・当社グループは、前々々事業年度中に、個別事案に係るコンサルティング契約を同社と締結した実績がありますが、当社グループとの取引額は、当該事業年度における同社の売上高及び当社連結業務粗利益の各1%未満であり、双方から見て少額であります。なお、当該事業年度以前及びその後現在に至るまで、同社と当社グループとの間に当該個別事案に係るコンサルティング契約以外の契約や取引関係はありません。

・深沢 政彦氏個人と当社グループとの間に、顧問契約、コンサルティング契約及び取引関係（但し、一般預金者としての定常的な取引を除きます。）はありません。

・深沢 政彦氏自身が当社グループに対するコンサルティングに関与することはなく、深沢 政彦氏に対して個別に役員報酬以外の報酬等を支払うことはありません。

8. 小杉 俊哉氏個人及び小杉 俊哉氏が所属する企業と当社グループとの取引について

・小杉 俊哉氏個人及び小杉 俊哉氏が所属する合同会社THS経営組織研究所と当社グループとの間に顧問契約、コンサルティング契約及び取引関係（但し、小杉 俊哉氏個人について、一般預金者としての定常的な取引を除きます。）はありません。

9. 社外取締役との責任限定契約について

・当社は、深沢 政彦氏、小杉 俊哉氏の両氏との間で、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項が定める額を限度としてその責任を負う旨の契約を締結しております。

・本総会において、両氏の選任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名				現在の当社における地位			
1	た 田	なか 中	かず 和	のり 教	新 任	監査役		
2	やま 山	だ 田	ひで 英	お 夫	新 任	社外役員	独立役員	監査役（社外）
3	いし 石	ばし 橋	のぶ 伸	こ 子	新 任	社外役員	独立役員	—



候補者番号 1 た なか かず のり 田 中 和 教

新任

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1986年4月	(株)福岡銀行入行	2015年4月	同 リスク管理部長
2008年4月	同 下関支店長	2017年4月	同 監査部長
2011年4月	当社人事統括部人財開発センター長	2018年4月	当社監査部長
2013年4月	(株)福岡銀行市場営業部長	2019年4月	(株)福岡銀行人事部付
		2019年6月	当社監査役（現任）

生年月日

1961年6月28日

所有する当社株式の数

1,783株

監査等委員である取締役候補者とした理由

当社グループの福岡銀行において、監査・リスク管理・市場の部門長を歴任し、また当社においても、グループの監査部門長、2019年6月から監査役を務め、グループ経営及び銀行業務全般に関して監査等委員である取締役としての役割・責務を適切に果たす資質・実績を有しております。

金融実務における豊富な経験・見識を活かし、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に貢献することが期待できると考え、監査等委員である取締役候補者となりました。



候補者番号 2 やま だ ひで お 山 田 英 夫

新任

社外役員

独立役員

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1981年4月	(株)三菱総合研究所入社	2007年4月	早稲田大学大学院商学研究科教授
1989年4月	早稲田大学システム科学研究所入所	2011年6月	日本電気(株)社外監査役
1997年4月	同 教授	2015年6月	当社社外監査役（現任）
2001年6月	山之内製薬(株)社外監査役	2016年4月	早稲田大学大学院経営管理研究科教授（現任）
2005年4月	アステラス製薬(株)社外監査役		

生年月日

1955年2月23日

所有する当社株式の数

249株

取締役会出席状況

14回／14回（100％）

監査役会出席状況

12回／12回（100％）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

直接企業経営に関与された経験はありませんが、早稲田大学大学院経営管理研究科の教授を務めるなど、企業の経営戦略及び財務・会計についての豊富な実務経験と高度な能力・見識等を有しております。

また、当社が定める独立性判断基準の各要件を満たしており、独立性に問題はありません（注4）。

公正不偏の態度をもって中立的・客観的な視点から経営執行等の適法性及び妥当性の監査を行うとともに、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かして取締役会に対する有益なアドバイスを行うことにより、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に貢献していただけるものと考え、監査等委員である社外取締役候補者となりました。



生年月日

1961年6月12日

所有する当社株式の数

一株

候補者
番号

3

いし ばし のぶ こ
石 橋 伸 子

新 任

社外役員

独立役員

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1989年4月	弁護士登録	2019年6月	(株)上組社外取締役（現任）
1995年10月	井口・石橋法律事務所開設		(株)高松コンストラクショングループ社外監査役（現任）
2004年10月	弁護士法人神戸シティ法律事務所代表社員弁護士（現任）		
2015年6月	(株)関西アーバン銀行（現(株)関西みらい銀行）社外取締役		

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての法務全般における豊富な実務経験と高度な能力・見識等を有しております。

また、当社が定める独立性判断基準の各要件を満たしており、独立性に問題はありません（注5）。

公正不偏の態度をもって中立的・客観的な視点から経営執行等の適法性及び妥当性の監査を行うとともに、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かして取締役会に対する有益なアドバイスを行うことにより、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に貢献していただけるものと考え、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- 注1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 山田 英夫氏は、監査等委員である社外取締役候補者であり、有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。また、石橋伸子氏は、新任の監査等委員である社外取締役候補者であり、有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出る予定であります。
 - 山田 英夫氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
 - 山田 英夫氏個人及び山田 英夫氏が所属する法人与当社グループとの取引について
 - 山田 英夫氏個人及び山田 英夫氏が所属する学校法人早稲田大学と当社グループとの間に寄付及び取引関係（但し、山田 英夫氏個人について、一般預金者としての定常的な取引を除きます。）はありません。
 - 石橋 伸子氏個人及び石橋 伸子氏が所属する法人与当社グループとの取引について
 - 石橋 伸子氏個人及び石橋 伸子氏が所属する弁護士法人神戸シティ法律事務所と当社グループとの間に顧問契約、コンサルティング契約及び取引関係（但し、石橋 伸子氏個人について、一般預金者としての定常的な取引を除きます。）はありません。
 - 社外取締役との責任限定契約について
 - 本総会において、山田 英夫氏及び石橋 伸子氏の両氏の選任が承認された場合、当社は、両氏との間で、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項が定める額を限度としてその責任を負う旨の契約をそれぞれ締結する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠の監査等委員である取締役は次のとおりであり、第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認されることを条件に、榑藤 尚彦氏は監査等委員である取締役田中 和教氏の補欠として、三浦 正道氏は監査等委員である社外取締役山田 英夫氏及び監査等委員である社外取締役石橋 伸子氏の補欠として、それぞれ選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものとし、当該効力は次期定時株主総会開催の時までといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号

1

ごん どう なお ひこ
榑 藤 尚 彦

生年月日 1959年5月12日

所有する当社株式の数 7,664株

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1983年4月 ㈱福岡銀行入行
2006年4月 同 秘書室長
2009年4月 同 東京支店長
2011年4月 同 人事部長

2011年4月 当社人事統括部長
2013年4月 ㈱福岡銀行執行役員人事部長
2014年4月 同 執行役員県南地区本部長
2017年4月 同 監査役（現任）

（重要な兼職の状況）

㈱福岡銀行 監査役

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

当社グループの福岡銀行において、秘書室長・東京支店長・人事部長・県南地区本部長を歴任し、2017年4月から監査役を務めております。当社においても、人事統括部長を務めるなど、グループ経営及び銀行業務全般に関して監査等委員である取締役としての役割・責務を適切に果たす資質・実績を有しております。

金融実務における豊富な経験・見識を活かし、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に貢献することが期待できると考え、補欠の監査等委員である取締役候補者としました。

候補者番号	社外役員	独立役員	生年月日	1975年3月22日
2	み	うら	まさ	みち
	三	浦	正	道
	所有する当社株式の数			-株

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

2001年10月	弁護士登録	2007年4月	同 パートナー（現任）
2001年10月	三浦・奥田・岩本法律事務所（現三浦・奥田・杉原法律事務所）入所	2018年5月	安川情報システム(株)（現(株)YE DIGITAL）社外取締役（現任）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての企業法務分野における豊富な実務経験と専門的知見を有しております。

また、当社が定める独立性判断基準の各要件を満たしており、独立性に問題はありません（注4）。公正不偏の態度をもって中立的・客観的な視点から経営執行等の適法性及び妥当性の監査を行うとともに、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かして取締役会に対する有益なアドバイスを行うことにより、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に貢献していただけるものと考え、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- 注1. 各補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三浦 正道氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 三浦 正道氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出る予定であります。
 4. 三浦 正道氏個人及び三浦 正道氏が所属する法律事務所と当社グループとの取引について
 - ・三浦 正道氏個人及び三浦 正道氏が所属する三浦・奥田・杉原法律事務所と当社グループとの間に顧問契約、コンサルティング契約及び取引関係（但し、三浦 正道氏個人について、一般預金者としての定常的な取引を除きます。）はありません。
 5. 補欠の監査等委員である社外取締役との責任限定契約について
 - ・三浦 正道氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は、三浦 正道氏との間で、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項が定める額を限度としてその責任を負う旨の契約を締結する予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2008年6月27日開催の第1期定時株主総会において月額総額3,000万円以内（うち社外取締役分は月額総額200万円以内）とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

具体的には、経済情勢等諸般の事情を考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を月額総額2,500万円以内（うち社外取締役分は月額総額200万円以内）とさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は13名（うち社外取締役は2名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち社外取締役は2名）となります。

本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を設定する旨のご承認をお願いするものであります。

具体的には、経済情勢等諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を月額総額600万円以内とさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

以 上

ふくおかフィナンシャルグループ 独立性判断基準

当社が、当社における社外取締役・社外監査役が独立性を有すると判断するには、当該社外取締役・社外監査役が次に掲げる要件を充足しなければならない。

1. 当社又は子銀行（注1）（以下、当社等という。）を主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者でないこと。
2. 当社等の主要な取引先（注3）又はその業務執行者でないこと。
3. 当社等から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ている法律専門家、会計専門家又はコンサルタント（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）でないこと。
4. 当社の主要株主（総株主の議決権の10%以上を保有する株主をいう。）又はその業務執行者でないこと。
5. 次に掲げる者（重要でない者（注5）を除く。）の三親等以内の親族でないこと。
 - （1）上記1.～4.の要件を充足しない者
 - （2）当社等の取締役、執行役員等の業務執行者又は監査役
6. 上記1.～5.の要件を充足しない者であっても、当社が十分な独立性を有すると考える者については、その理由を説明することを条件に、社外取締役・社外監査役とすることができる。

（注1）「子銀行」

株式会社ふくおかフィナンシャルグループの子会社である銀行

（注2）「当社等を主要な取引先とする者」

以下のいずれかに該当する場合を基準に判定

- ・ 当該取引先の年間連結売上高において、当社等との取引による売上高が2%を超える場合
- ・ 当該取引先の資金調達において、当社等以外の金融機関からの調達が困難であるなど、代替性がない程度に依存している場合

（注3）「当社等の主要な取引先」

当社の年間連結業務粗利益において、当該取引先との取引による業務粗利益が2%を超える場合を基準に判定

（注4）「多額の金銭その他の財産」

過去3事業年度の平均で、当該財産を得ている者が個人の場合は年間1,000万円を超える場合、団体の場合は当該団体の年間売上高の2%を超える場合を基準に判定

（注5）「重要でない者」

各会社の役員・部長クラスの者（法律事務所・監査法人等の団体に所属する者については、弁護士・公認会計士等の専門的な資格を有する者）に該当しない者

第13期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) 事業報告

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

イ. 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、金融持株会社である当社、株式会社福岡銀行（以下、「福岡銀行」といいます。）、株式会社熊本銀行（以下、「熊本銀行」といいます。）、株式会社親和銀行（以下、「親和銀行」といいます。）及び株式会社十八銀行（以下、「十八銀行」といい、福岡銀行、熊本銀行、親和銀行、十八銀行を総称して「グループ4行」といいます。）並びに連結子会社23社から構成される企業集団であり、銀行業務を中心に保証業務、国債等公共債・証券投資信託及び保険商品の窓口販売、クレジットカード業務、信託業務等の金融サービスとそれらに付随する債権管理回収業務、リース業務等を提供しています。

ロ. 金融経済環境

2019年度の我が国経済は、輸出・生産面に弱さがみられたものの、良好な雇用・所得環境を背景とした個人消費の持ち直しに支えられ、緩やかな回復が続いていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が制限された結果、年度末にかけて下押し圧力が強まり厳しい状況となりました。

当社グループの営業基盤である九州圏内においては、好調な設備投資を背景に、緩やかな景気拡大が続いていましたが、年度後半は日韓関係の悪化によるインバウンド需要の減少のほか、消費増税後の個人消費にも弱さがみられ、さらには新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、輸出や生産、個人消費を中心に弱い動きとなりました。

金融面では、米中貿易摩擦や中東情勢等の動向に左右されながらも、堅調な米国経済を背景に、総じて円相場は1ドル107円台～111円台で推移する円安ドル高基調、日経平均株価は1

月には昨年来高値となる24,000円台となるなど株高基調で推移していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大や原油価格の急落などを受け、3月の円相場は1ドル102円台～111円台、日経平均株価は3年4ヶ月ぶりの安値となる16,000円台をつけるなど変動の大きい展開となりました。金利は、マイナス金利の深掘りを織り込む動きもみられましたが、年度末にかけての株価下落をきっかけに、益出しを目的とした債券売却の動きなどから0%近辺まで上昇しました。

ハ. 企業集団の事業の経過及び成果

当社グループは、長期ビジョン「ザ・ベスト リージョナルバンク」の実現に向けた「進化の第2ステージ」として、2019年度から「第6次中期経営計画（2019年4月～2022年3月）」（以下、「本計画」といいます。）をスタートさせました。本計画では「第5次中期経営計画（2016年4月～2019年3月）」に引き続き、基本方針として『『地域経済発展への貢献』と『F F G企業価値の向上』との好循環サイクルの実現』を掲げ、将来的な経営環境の変化にも揺るがない強固な経営基盤とビジネスモデルの確立を目指しております。

2019年度は、本計画の成長戦略の大きな柱である、「構造改革（業務プロセスの再構築・事業モデルの高度化・デジタルトランスフォーメーションの推進）によるトップラインの引き上げ」と「十八銀行との経営統合によるシナジーの最大化」の2つを掲げ、持続的な成長の実現に取り組んでまいりました。

（イ）業務プロセスの再構築

業務プロセスの再構築では、生産性の飛躍的な向上を目的に営業店を中心とした業務プロセスの抜本的な見直しに取り組んでまいりました。

具体的には、店頭営業体制の見直しや渉外担当者用タブレットの導入等により、記入レス・印鑑レス・オペレーションレスを実現することで、営業店事務の削減や渉外活動における業務の効率化を進めてまいりました。また、効率化によって捻出した人員や時間につきましては、法人金融サービスや個人金融サービス、デジタル分野などの成長分野に振り向けることで、収

益の拡大を図ってまいりました。

(ロ) 事業モデルの高度化

法人金融サービスでは、環境の変化とともに多様化するお取引先の課題やニーズに対応するため、ソリューション機能の拡充を進めてまいりました。具体的には、お取引先に対するデジタル化支援を長崎県で開始したほか、子会社を通じた人材紹介サービスの提供を開始いたしました。デジタル化支援では、ＩＴ人材不足等でデジタル化が進んでいないお取引先に対して、クラウドサービス等を活用し、生産性向上や業務効率化のサポートを行ってまいりました。また、長崎県における新たな産業やベンチャー創出に資する取り組みとして、長崎大学において「ＦＦＧアントレプレナーシップセンター」を開設し、次世代の起業家育成にも取り組んでまいりました。

個人金融サービスでは、積立投資信託を中心とした長期的な資産運用の提案やポートフォリオ提案による資産形成のサポート、お客さまのライフイベントにあわせた保険の提案などを展開してまいりました。

2020年２月からは、お客さまへの最適なポートフォリオ提案を可能とする「投信のパレット」サービスを開始いたしました。この「投信のパレット」は、当社グループが独自に開発した投資信託の評価・分析システムを駆使し、国内のほぼ全ての投資信託を公平・中立に分析した上で、その中から優れたファンドを選び出し、お客さまのご意向に沿った最適な投資信託の組み合わせをご提案するサービスです。サービスの開始に合わせて、約40名の投資信託専門人材を育成し、お客さまへ木目細かなフォローアップをご提供できる体制を構築しております。

市場運用では、低金利環境が長期化する中、金利リスク以外にも収益源を求める「投資の多様化」を進めてまいりました。従来の国債を中心とした運用に加え、国内上場株式、ＲＥＩＴファンドやプライベート・エクイティファンドなど様々なアセットを投資対象とし、収益の拡大を図ってまいりました。一方、リスク管理面では、中長期的なアセットアロケーションを重視してリターンをコントロールしていくことを基本とし、アセッ

ト毎の投資金額や投資タイミングを分散しながら、丁寧にポートフォリオの構築を進めてまいりました。

また、投資の多様化を進めるにあたりましては、当社に市場部門を新設し、グループ4行に重複する市場業務を集約することで、運用態勢の強化や業務の効率化、効果的な人財育成を図ってまいりました。

(ハ) デジタルトランスフォーメーションの推進

2016年度からスタートさせたiBank事業では、中核プロダクトであるスマホアプリ「Wallet+（ウォレットプラス）」の利用者が順調に増加し、2019年度には100万ダウンロードを達成いたしました。加えて、地域資源にフォーカスした「地域総合商社事業」を立ち上げ、地域や事業者の皆さまの特性を活かした様々な商品・サービスを取り揃えた地域共創型オンラインストア「エンニチ」や商品・サービスの開発を支援するための購入型クラウドファンディングサイト「エンニチFUNDING」を開始いたしました。

他方、デジタル技術の進展に伴うお客さまの行動の変化や社会構造の変容に柔軟に対応するため、業務プロセスやシステム基盤、商品・サービスといった、既存の銀行ビジネスにおける構成要素をデジタル技術で抜本的に変革するデジタルネイティブバンク（以下、「みんなの銀行」といいます。）の開業に向け、「みんなの銀行設立準備株式会社」を設立いたしました。みんなの銀行では、次世代バンキングシステムの中核を担う勘定系システムを構築するための基盤として、パブリッククラウドを採用することで、これまでにない軽量で柔軟なシステムの構築を目指してまいります。

(二) 十八銀行との経営統合

地域金融機関を取り巻く環境は、長引く低金利環境や異業種からの新規参入など、今後さらに厳しさを増していくことに加え、当社グループの営業基盤の一つである長崎県は九州他県と比較して、人口減少やマーケット縮小のスピードが速いとされております。

こうした状況を踏まえ、当社グループは、将来に亘って長崎

県経済の発展に貢献していくという志のもと、2019年4月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、十八銀行を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことにより、十八銀行との経営統合を実現し、統合シナジーの最大化に向けて、営業体制の整備やF F G営業スタイルの浸透などに取り組んでまいりました。

（ホ）2019年度の決算について

本株式交換により、当社は、十八銀行の本株式交換前の連結計算書類上の資産・負債を時価評価した上で、当連結会計年度より十八銀行を含めた連結計算書類を作成しております。このため、当社の前連結会計年度の連結計算書類と当連結会計年度の連結計算書類との間における比較可能性を鑑み、以下の連結業績の説明においては対前年比との比較を省略しております。

当社グループの連結業績につきましては、次のとおりとなりました。

（損益状況）

経常収益は2,831億円となりました。

経常費用は、貸倒引当金の見積りの変更（フォワードルッキングな引当の導入）及び新型コロナウイルス感染症の影響を予防的に織込んだこと等により、信用コストが増加したことを主因として2,884億円となり、経常利益は52億円の損失となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、本株式交換に係る特別利益として負ののれん発生益1,174億円を計上したこと等により、1,106億円となりました。

（預金等（譲渡性預金を含む。））

預金等（譲渡性預金を含む。）は17兆5,214億円となりました。

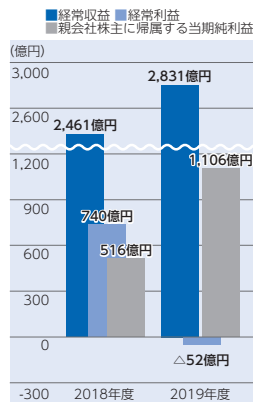
（貸出金）

貸出金は16兆1,262億円となりました。

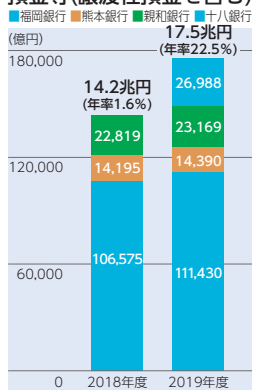
（有価証券）

有価証券は3兆7,978億円となりました。

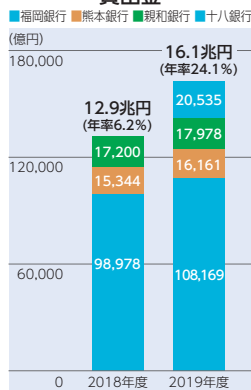
■ 経常収益 ■ 経常利益
■ 親会社株主に帰属する当期純利益



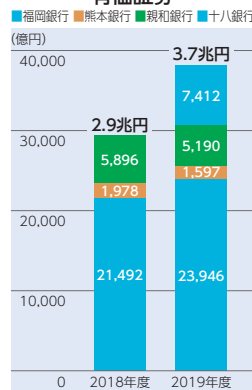
預金等(譲渡性預金を含む)



貸出金



有価証券



※グラフは各行単体期末残高の積上げ、合計額は当社連結期末残高

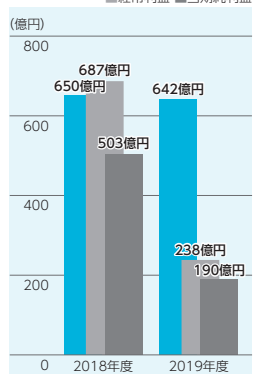
① 福岡銀行

コア業務純益は、資金利益の減少を主因に前年比8億円減少の642億円となりました。また、経常利益は、信用コストが増加したこと等により前年比449億円減少の238億円、当期純利益は、前年比312億円減少の190億円となりました。

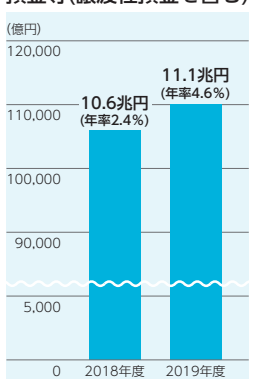
預金等（譲渡性預金を含む。）は個人・法人ともに増加し前年比4,855億円増加の11兆1,430億円となりました。貸出金も預金と同様に順調に増加し前年比9,191億円増加の10兆8,169億円となりました。有価証券は前年比2,453億円増加の2兆3,946億円となりました。

福岡銀行の単体業績及び主要勘定期末残高

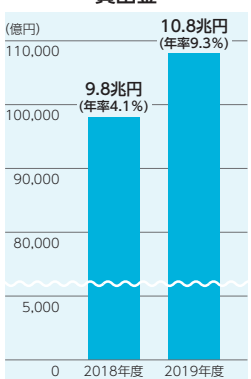
■コア業務純益
■経常利益 ■当期純利益



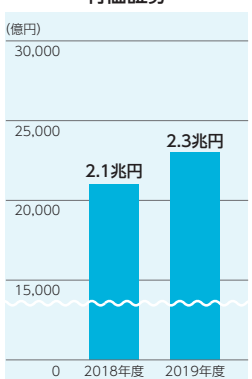
預金等(譲渡性預金を含む)



貸出金



有価証券

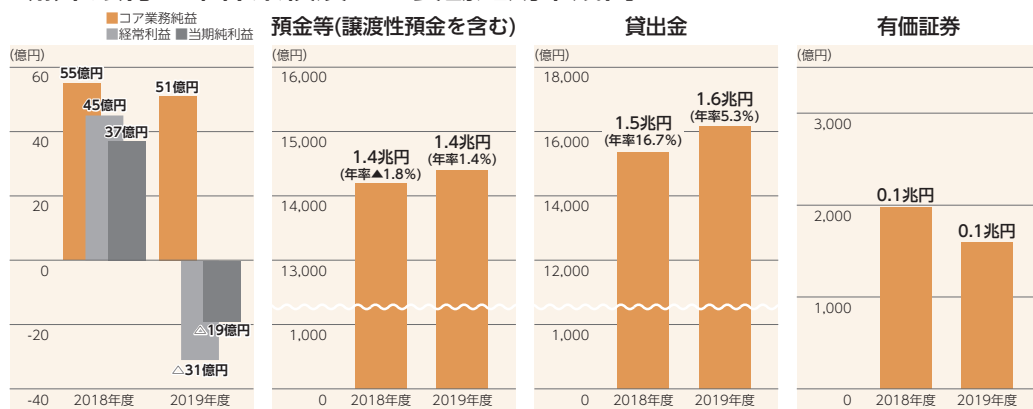


② 熊本銀行

コア業務純益は、役務取引等利益の減少を主因に前年比3億円減少の51億円となりました。また、経常利益は、信用コストが増加したこと等により前年比76億円減少の31億円の損失、当期純利益は、前年比56億円減少の19億円の損失となりました。

預金等（譲渡性預金を含む。）は前年比195億円増加の1兆4,390億円となりました。貸出金は前年比817億円増加の1兆6,161億円となりました。有価証券は前年比380億円減少の1,597億円となりました。

■ 熊本銀行の単体業績及び主要勘定期末残高

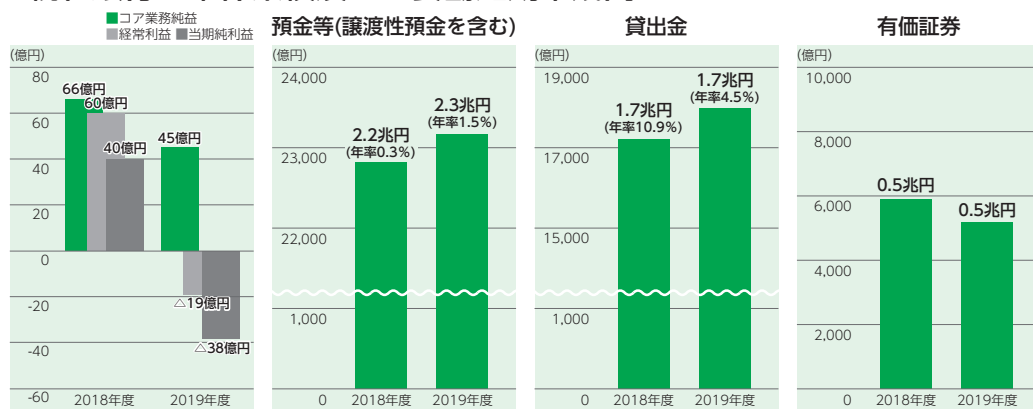


③ 親和銀行

コア業務純益は、資金利益の減少を主因に前年比21億円減少の45億円となりました。また、経常利益は、信用コストが増加したこと等により前年比80億円減少の19億円の損失、当期純利益は、店舗統合に伴う減損損失等の特別損失を計上したこと等により前年比79億円減少の38億円の損失となりました。

預金等（譲渡性預金を含む。）は前年比350億円増加の2兆3,169億円となりました。貸出金は前年比777億円増加の1兆7,978億円となりました。有価証券は前年比706億円減少の5,190億円となりました。

■ 親和銀行の単体業績及び主要勘定期末残高

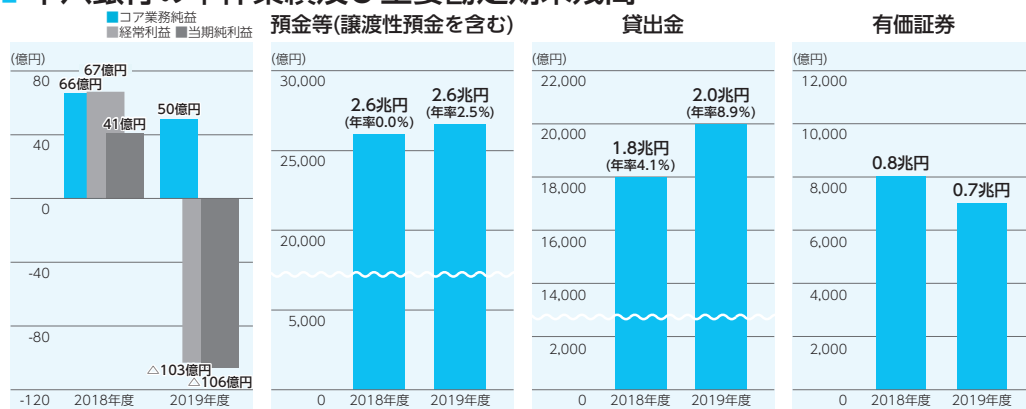


④ 十八銀行

コア業務純益は、資金利益の減少を主因に前年比16億円減少の50億円となりました。また、経常利益は、信用コストが増加したこと等により前年比170億円減少の103億円の損失、当期純利益は、店舗統合に伴う減損損失等の特別損失を計上したこと等により前年比147億円減少の106億円の損失となりました。

預金等（譲渡性預金を含む。）は前年比666億円増加の2兆6,988億円となりました。貸出金は前年比1,683億円増加の2兆535億円となりました。有価証券は前年比614億円減少の7,412億円となりました。

■ 十八銀行の単体業績及び主要勘定期末残高



二. 対処すべき課題

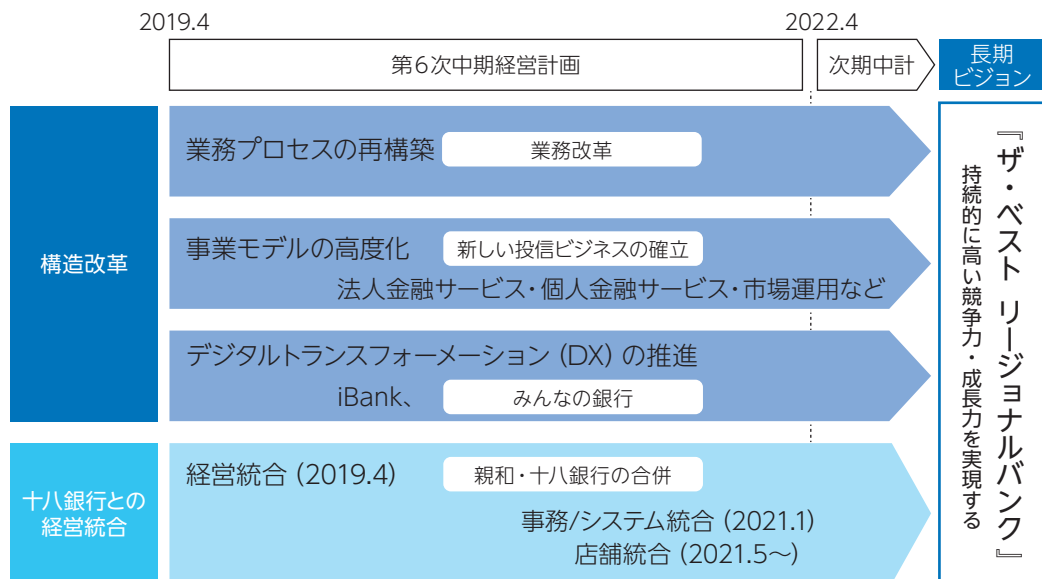
2020年度の我が国経済は、新型コロナウイルスの影響による個人消費の落ち込みやインバウンド需要の低迷、企業の収益悪化を受けた設備投資の減少などが下押し要因となり、先行き不透明な状況が続くことが見込まれます。

他方、地域金融機関を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化の進行や低金利環境の長期化といった従前からの課題に加え、デジタル技術の急速な進展によってお客さまの行動や社会環境の変化が進んでおります。また、お客さまが地域金融機関に求めるニーズや行動も変化してきており、直近の5年間を見ても、入出金や振込といった取引件数はほぼ横這いで推移している一方、店舗への来店客数はここ10年で約3割減少しており、インターネットバンキング等での取引が急速に伸びております。

こうした環境の変化に柔軟に対応し、かつ、当社グループが目指す「持続的に高い競争力・成長力」を実現するためには、既存業務の強化に加え、デジタル技術を活用した業務の効率化や生産性の向上、新たな事業領域へのチャレンジなどが必要となります。

2019年度からスタートした「第6次中期経営計画（2019年4月～2022年3月）」では、基本方針とする「『地域経済発展への貢献』と『F F G企業価値の向上』との好循環サイクルの実現」に基づき、成長戦略の大きな柱として「構造改革によるトップラインの引き上げ」と「十八銀行との経営統合によるシナジーの最大化」の2つを掲げております。

その中でも、2020年度は特に「業務改革」、「新しい投信ビジネスの確立」、「みんなの銀行」、「親和・十八銀行の合併」を最重要戦略と位置づけ、これに足許の最重要課題である「新型コロナウイルスへの対応」を加え、各種戦略・施策を展開してまいります。



(イ) 業務改革

業務改革は、生産性の飛躍的な向上を目的に2年前からスタートし、これまで「格付作業の本部集約」や「投資信託・保険における購入手続きの電子化」、「消費性ローン・住宅ローンにおける契約の電子化」などに取り組んでまいりました。

2020年度は、業務改革の中核の一つと位置づける「タブレット導入」を本格的に進めてまいります。預金や為替取引を行う「ロビータブレット」と新規口座開設や住所変更などの諸届を行う「ローカウンタータブレット」を全店に設置し、紙の伝票を電子化していくとともに、永年変わっていない銀行の店頭業務を大きく見直すことで、生産性の向上を加速してまいります。

(ロ) 新しい投信ビジネスの確立

当社グループの営業基盤である、福岡・熊本・長崎の3県における個人預金46兆円のうち、当社グループには、その25%にあたる11.5兆円の個人預金がございます。しかしながら、預金から投資信託にシフトしている割合は僅か4%程度にとどまっております。お客さまの資産形成に向けた取り組みは道半ばとなっております。そのため、当社グループでは、貯蓄から投資への流れを創り出し、「お客さまの資産形成」とそれを源泉とする「安定収益の確保」を同時実現するため、2019年度から投資信託の残高増強に向けたビジネスモデルへの転換を進めてまいりました。

2020年度は、新たに導入した「投信のパレット」を軸に、長期の資産形成を前提としたポートフォリオの提案や、国内にあるほぼ全ての投資信託を定量データにより客観的に評価し、公平・中立な投資信託選びをサポートするなど、真にお客さまの資産形成に貢献するサービスを展開してまいります。また、積立投資信託を活用した時間分散提案により、現役層や若年層に対して長期的な資産形成の必要性を訴求することで、お客さまの裾野拡大を図ってまいります。

(ハ) みんなの銀行

みんなの銀行は、2020年度中の開業に向けて、二つの柱を軸としたビジネスモデルの構築を進めております。

一つ目の柱は、個人のお客さま向けサービス、いわゆる「B to Cビジネス」で、この分野は、参画する競合他社も多い領域ですが、データを駆使してお客さまをより深く理解し、生活に溶け込んだ金融サービスを提供していくことで、全国のデジタルネイティブ世代を中心に事業基盤を構築してまいります。

二つ目の柱は、決済や与信供与などのニーズがある事業会社に対して金融機能を提供する「B a a S (B a n k i n g a s a S e r v i c e) 型ビジネス」で、金融の枠を越えて多くの企業と提携し、エコシステムを構築していくことで、収益の拡大を図ってまいります。

(二) 親和・十八銀行の合併（十八親和銀行の誕生）

当社グループでは、2020年10月に親和銀行と十八銀行の合併（十八親和銀行の誕生）、2021年1月に事務システム統合を予定しております。

足許では、合併に向けた営業体制の統一や本部組織の一部集約などに取り組んでおり、合併後の2021年5月からは、両行で重複する71ヶ店の店舗統合を順次進めてまいります。店舗統合にあたりましては、「店舗内店舗」方式を採用することで、お客さまの負担を最小限に抑えつつ、通常の店舗統廃合よりも短い期間での店舗統合を実現してまいります。

システム統合によるシステムコストの削減、店舗統合や本部組織の集約による営業人員の捻出により、早期にシナジー効果を実現していくとともに、当社グループの総合力を発揮することで、長崎県経済の発展に貢献する「お客さま満足度No. 1」銀行を目指してまいります。

(ホ) 新型コロナウイルスへの対応

2020年度は、上記取り組みに加え、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対応が求められております。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ一連の措置が、経済活動の停滞に繋がり、業種・規模に関わらず、多くの企業に影響が及んでいることから、既に影響を受けているお取引先だけでなく、今後影響を受ける可能性があるお取引先に対しても、予防的な資金調達を含め「迅速かつ十分な資金供給」と「金融の円滑化」に努めてまいります。

他方、新型コロナウイルスの感染拡大が進む中においても、我々地域金融機関は地域の金融インフラとして、資金の決済やお取引先の資金繰り支援などの金融サービスを維持していかなければなりません。当社グループでは、時差出勤や在宅勤務に加え、本部では融資・事務・システムなど業務継続に不可欠な部署を他の部署と分離して業務にあたるなど感染リスクの低減に努めております。

これまで経験したことがない事態に対して、グループの総力をあげて迅速に対応していくことで、お取引先や地域社会の期待にしっかりと応えてまいります。

当社グループは、以上の取り組みを通じて、あらゆる環境変化に柔軟に対応できる組織になるとともに、人財力とデジタル技術を活用し、金融の枠を超えてお客さまのために行動することで、お客さまの成長と地域経済発展に貢献する金融グループを目指してまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経 常 収 益	2,357	2,375	2,461	2,831
経常利益又は経常損失 (△)	△344	716	740	△52
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△543	493	516	1,106
包 括 利 益	△544	789	120	463
純 資 産 額	7,120	7,789	7,773	8,530
総 資 産	181,130	201,636	208,397	250,684

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
営 業 収 益	193	200	227	287
受 取 配 当 額	193	200	227	287
銀行業を営む子会社	193	200	227	287
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益又は当期純損失 (△)	△175,979百万円	12,672百万円	14,219百万円	12,621百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△204円89銭	73円77銭	82円79銭	66円10銭
総 資 産	6,767	6,806	6,837	7,299
銀行業を営む子会社株式等	6,621	6,621	6,621	7,097
その他の子会社株式等	20	25	30	39

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

注2. 2018年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀 行 業	その他の事業	銀 行 業	その他の事業
使 用 人 数	7,251人	839人	6,104人	696人

注. 使用人数は、就業者数を記載しております。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

株式会社福岡銀行

(店)

	当年度末	前年度末	増 減	主要な営業所名
福 岡 県	152	152	—	本店営業部、天神町支店
県外支店（九州地区）	12	12	—	鹿児島営業部、熊本営業部
県外支店（その他）	6	6	—	東京支店、大阪支店
合 計	170	170	—	

株式会社福岡銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の 主 要 業 務
株式会社熊本銀行	熊本市中央区水前寺六丁目29番20号	銀行業
株式会社親和銀行	佐世保市島瀬町10番12号	銀行業
iBankマーケティング株式会社	福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

株式会社福岡銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社熊本銀行
株式会社親和銀行

株式会社熊本銀行

(店)

	当年度末	前年度末	増	減	主要な営業所名
熊 本 県	63	63	—		本店営業部、花畑支店
県外支店（九州地区）	7	7	—		福岡営業部、鹿児島支店
県外支店（その他）	—	—	—		
合 計	70	70	—		

株式会社熊本銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の 主 要 業 務
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	銀行業
株式会社親和銀行	佐世保市島瀬町10番12号	銀行業
iBankマーケティング株式会社	福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

株式会社熊本銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社福岡銀行

株式会社親和銀行

(店)

	当年度末	前年度末	増	減	主要な営業所名
長 崎 県	76	76	—		本店営業部、長崎営業部
県外支店（九州地区）	11	11	—		福岡営業部、小倉支店
県外支店（その他）	1	1	—		東京支店
合 計	88	88	—		

株式会社親和銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の 主 要 業 務
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	銀行業
iBankマーケティング株式会社	福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

株式会社親和銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社福岡銀行
株式会社熊本銀行
株式会社十八銀行

株式会社十八銀行

(店)

	当年度末	前年度末	増 減	主要な営業所名
長 崎 県	89	89	—	本店営業部、佐世保支店
県外支店（九州地区）	9	8	1	福岡支店、北九州支店
県外支店（その他）	2	3	△1	東京支店
合 計	100	100	—	

株式会社十八銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の 主 要 業 務
株式会社親和銀行	佐世保市島瀬町10番12号	銀行業

□ その他の事業

F F G証券株式会社	本店営業部（福岡市）、佐世保支店、 熊本支店
ふくぎん保証株式会社	本社（福岡市）
ふくおか債権回収株式会社	本社（福岡市）、佐世保支社、熊本支社

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	その他の事業	合 計
設 備 投 資 の 総 額	10,210	1,395	11,605

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金又は出資金 百万円	当社が有する子会社等の議決権比率 %	その他
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	銀行業	1945年 3月31日	82,329	100	—
株式会社熊本銀行	熊本市中央区水前寺六丁目29番20号	銀行業	1929年 1月19日	33,847	100	—
株式会社親和銀行	佐世保市島瀬町10番12号	銀行業	1939年 9月1日	36,878	100	—
株式会社十八銀行	長崎市銅座町1番11号	銀行業	1897年 7月1日	24,404	100	—
株式会社FFGベンチャー ビジネスパートナーズ	福岡市中央区大手門一丁目8番3号	投融資業務	2016年 4月1日	10	100	—
iBankマーケティング 株式会社	福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報 通信サービス業 務	2016年 4月1日	80	(84)	—
ゼロバンク・デザイン ファクトリー株式会社	福岡市中央区西中洲6番27号	システム研究・ 開発業務	2019年 5月10日	50	100	—
みんなの銀行 設立準備株式会社	福岡市中央区西中洲6番27号	銀行業免許取得・銀行業開始 準備業務	2019年 8月15日	400	100	—
FFG証券株式会社	福岡市中央区天神二丁目13番1号	証券業務	1944年 7月7日	3,000	(100)	—

会 社 名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金又は出資金 百万円	当社が有する子会社等の議決権比率 %	その他
福銀事務サービス株式会社	福岡市早良区百道浜一丁目7番7号	事務代行業務	1976年10月9日	100	(100)	—
ふくぎん保証株式会社	福岡市西区姪浜駅南一丁目7番1号	借入債務の保証業務	1978年6月1日	30	(100)	—
FFGコンピューターサービス株式会社	福岡市博多区博多駅前二丁目6番6号	計算受託業務	1979年10月1日	50	(100)	—
株式会社FFGカード	福岡市西区姪浜駅南一丁目7番1号	クレジットカード業務	1989年6月22日	50	(100)	—
福銀不動産調査株式会社	福岡市東区箱崎一丁目4番13号	事務代行業務	2000年3月27日	30	(100)	—
ふくおか債権回収株式会社	福岡市中央区天神二丁目13番1号	事業再生支援・債権管理回収業務	2003年5月20日	500	(100)	—
株式会社FFGビジネスコンサルティング	福岡市中央区天神二丁目13番1号	コンサルティング業務	2008年8月1日	50	(100)	—
株式会社FFGほけんサービス	福岡市中央区大名二丁目2番26号	保険募集業務	2016年8月16日	200	(100)	—
株式会社R&Dビジネスファクトリー	福岡市中央区天神二丁目13番1号	研究開発業務	2018年7月2日	100	(100)	—
十八総合リース株式会社	長崎市銅座町4番18号	リース業務	1975年5月8日	895	(100)	—
十八ビジネスサービス株式会社	長崎市銅座町1番11号	事務代行業務	1979年6月21日	30	(100)	—
長崎保証サービス株式会社	長崎市出島町10番10号	借入債務の保証業務	1983年1月25日	30	(100)	—

会 社 名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金又は出資金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社十八カード	長崎市銅座町4番18号	クレジットカード業務	1983年 5月9日	百万円 30	% (100)	—
十八ソフトウェア株式会社	長崎市江戸町6番5号	システム開発・運用業務	1987年 10月14日	10	(100)	—
株式会社 長崎経済研究所	長崎市銅座町1番11号	各種調査研究業務	1989年 6月22日	30	(100)	—

注1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。

注2. 議決権比率欄の（ ）は、間接議決権比率であります。

注3. 議決権比率は、小数点以下を切り捨てて表示しております。

注4. 当社は、2019年4月1日付で、当社を株式交換完全親会社、株式会社十八銀行を株式交換完全子会社とする株式交換により、株式会社十八銀行を完全子会社といたしました。

(7) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高	当社への出資状況	
		持 株 数	議決権比率
株式会社福岡銀行	123,300百万円	一千株	—%

注. 株式会社福岡銀行は、当社の完全子会社であります。

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(2019年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
柴 戸 隆 成	取締役会長兼社長 (代表取締役)	株式会社福岡銀行 取締役会長兼頭取 (代表取締役)	—
吉 田 泰 彦	取締役副社長 (代表取締役) 秘書室、監査部	株式会社福岡銀行 取締役副頭取 (代表取締役)	—
白 川 祐 治	取締役副社長 (代表取締役) 営業統括部 (地方創生推進グループ)	株式会社福岡銀行 取締役副頭取 (代表取締役) 株式会社熊本銀行 取締役 (非業務執行取締役・非常勤)	—
森 川 康 朗	取締役 事務統括部、IT統括部 (CIO)	株式会社福岡銀行 取締役副頭取 (代表取締役) 株式会社親和銀行 取締役 (非業務執行取締役・非常勤)	—
横 田 浩 二	取締役 事業戦略部 (iBank事業グループ、 みんなの銀行設立準備グループ) (CDO)	株式会社福岡銀行 取締役副頭取 (代表取締役)	—
野 村 俊 巳	取締役	株式会社熊本銀行 取締役頭取 (代表取締役)	—
青 柳 雅 之	取締役 市場統括部	株式会社熊本銀行 取締役副頭取 (代表取締役)	—
吉 澤 俊 介	取締役	株式会社親和銀行 取締役頭取 (代表取締役)	—
大 庭 真 一	取締役	株式会社親和銀行 取締役専務執行役員 (代表取締役)	—
森 拓 二 郎	取締役	株式会社十八銀行 取締役頭取 (代表取締役)	—
福 富 卓	取締役	株式会社十八銀行 取締役専務執行役員 (代表取締役)	—
深 沢 政 彦	取締役 (社外役員・非常勤)	株式会社福岡銀行 取締役 (非業務執行取締役・非常勤)	—
小 杉 俊 哉	取締役 (社外役員・非常勤)	株式会社福岡銀行 取締役 (非業務執行取締役・非常勤)	—
田 中 和 教	監査役 (常勤)		—
杉 本 文 秀	監査役 (社外役員・非常勤)		—
山 田 英 夫	監査役 (社外役員・非常勤)		—

(退任した役員)			
谷 正 明	取 締 役		2019年6月27日退任（任期満了）
吉 戒 孝	取 締 役		2019年6月27日退任（任期満了）
荒 木 英 二	取 締 役		2019年6月27日退任（任期満了）
竹 下 英	取 締 役		2019年6月27日退任（任期満了）
石 内 英 光	監 査 役（常 勤）		2019年6月27日退任（任期満了）

注1．退任した役員の地位は退任時のものであります。

注2．上記取締役のうち、青柳雅之、吉澤俊介、大庭真一、福富 卓は、2020年4月1日付で辞任しております。

注3．取締役のうち、深沢政彦、小杉俊哉の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

注4．監査役のうち、杉本文秀、山田英夫の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、山田英夫氏は、有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

注5．監査役のうち、山田英夫氏は、慶應義塾大学大学院経営管理研究科にて経営学修士号（MBA）を取得し、経営戦略の専門家として早稲田大学大学院経営管理研究科の教授を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

注6．取締役のうち、柴戸隆成、吉田泰彦、白川祐治、森川康朗、横田浩二は、当社及び株式会社福岡銀行の常務に従事する取締役であることから、銀行法の規定に基づき兼職の認可を受けております。

注7．取締役のうち、野村俊巳、青柳雅之は、当社及び株式会社熊本銀行の常務に従事する取締役であることから、銀行法の規定に基づき兼職の認可を受けております。

注8．取締役のうち、吉澤俊介、大庭真一は、当社及び株式会社親和銀行の常務に従事する取締役であることから、銀行法の規定に基づき兼職の認可を受けております。

注9．取締役のうち、森 拓二郎、福富 卓は、当社及び株式会社十八銀行の常務に従事する取締役であることから、銀行法の規定に基づき兼職の認可を受けております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	17名	281
監 査 役	4名	40
計	21名	321

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

注2. 定款又は株主総会で定められた報酬限度額は、取締役が月額30百万円以内、監査役が月額6百万円以内です。

(3) 責任限定契約

当社は、定款において社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

区 分	責任限定契約の内容の概要
社外取締役	社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにあたり善意にしてかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対して損害賠償責任を負うものとする。
社外監査役	社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにあたり善意にしてかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対して損害賠償責任を負うものとする。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職等は、当社の完全子会社である株式会社福岡銀行を除き、該当ありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
深 沢 政 彦 (取 締 役)	2016年6月 から現在まで	当事業年度開催の取締役 会14回のうち14回に出 席しております。	取締役会において、企業の 経営戦略や事業再生等のコ ンサルティングに関する豊 富な実務経験と専門的知見 に基づく発言を行っており ます。
小 杉 俊 哉 (取 締 役)	2017年6月 から現在まで	当事業年度開催の取締役 会14回のうち14回に出 席しております。	取締役会において、組織改 革や人材の育成・マネジメ ントに関する豊富な実務経 験と専門的知見に基づく発 言を行っております。
杉 本 文 秀 (監 査 役)	2012年6月 から現在まで	当事業年度開催の取締役 会14回のうち14回に、 監査役会12回のうち12 回に出席しております。	客観的・中立的な監査を行 うとともに、取締役会や監 査役会において、弁護士と しての幅広い経験と法務全 般への高度な能力・見識等 に基づく意見表明を行って おります。
山 田 英 夫 (監 査 役)	2015年6月 から現在まで	当事業年度開催の取締役 会14回のうち14回に、 監査役会12回のうち12 回に出席しております。	客観的・中立的な監査を行 うとともに、取締役会や監 査役会において、企業の経 営戦略及び財務・会計につ いての高度な能力・見識等 に基づく意見表明を行って おります。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	子会社からの報酬等
報酬等の合計	4名	27 (―)	10 (―)

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

注2. 報酬以外の金額を括弧内書しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	360,000千株
	発行済株式の総数	191,138千株
注．株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。		

(2) 当年度末株主数 30,952名

(3) 大株主

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	16,005千株	8.38%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	13,565	7.10
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	4,271	2.23
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	4,103	2.14
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	3,790	1.98
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	3,523	1.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	3,391	1.77
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 5 1	3,042	1.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	2,821	1.47
S T A T E S T R E E T B A N K W E S T C L I E N T - T R E A T Y 5 0 5 2 3 4	2,473	1.29

注1．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

注2．持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

注3．持株比率は自己株式（208,250株）を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年4月1日付で、当社を株式交換完全親会社、株式会社十八銀行を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。この結果、発行済株式の総数は191,138千株となりました。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏 名 又 は 名 称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人	(監査証明業務)	(報酬等について監査役会が同意をした理由)
(指定有限責任社員・業務執行社員) 三浦 昇	61	注3
(指定有限責任社員・業務執行社員) 藤井 義博	(非監査業務)	(非監査業務の内容)
(指定有限責任社員・業務執行社員) 永里 剛	59	注4

- 注1. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は322百万円です。
- 注2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- 注3. 監査役会は、会計監査人及び関係部署等から必要な資料を入手しかつ報告を受けて、会計監査人の監査計画の内容の適切性、監査時間の妥当性を確認するとともに、会計監査人の職務遂行状況や監査担当者を評価し、加えて、非監査業務の委託状況及びその報酬の妥当性等を確認したうえで、会計監査に係る報酬見積り算出根拠が適切であると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしております。
- 注4. 非監査業務の内容は、予想信用損失モデルに基づく引当金の導入に向けた助言業務及び時価の算定に関する会計基準適用のための助言業務であります。
- 注5. 当社は、上記報酬等の額以外に、2019年度中に前事業年度に係る追加報酬として8百万円を支払っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

(会計監査人の解任又は不再任の決定の方針)

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当し、当社の監査業務に重大な支障を来たことが予想される場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任する方針です。

また、当社は、会計監査人の適格性に問題があると判断する場合、その他会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出する方針です。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、定款第44条に、期末配当を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、取締役会の決議により行うことができる旨を規定しております。

また、当社は、長期安定的な経営基盤確保の観点から内部留保の充実に留意しつつ、株主の皆さまのご期待にお応えするために、業績連動型の配当方式を設定し、安定配当をベースに親会社株主に帰属する当期純利益の水準に応じて配当金をお支払いすることを基本方針としており、配当金目安テーブルを下表のとおりとしております。

期末以外の剰余金の配当等につきましては、上記の配当方針に基づき、取締役会の決議によることといたします。

「配当金目安テーブル」

※事業展開やリスク環境等により変更することがあります。

親会社株主に帰属する当期純利益水準	1株当たり年間配当金の目安
600億円以上～	年間 115円～
550億円以上～600億円未満	年間 105円～
500億円以上～550億円未満	年間 95円～
450億円以上～500億円未満	年間 85円～
400億円以上～450億円未満	年間 75円～
350億円以上～400億円未満	年間 65円～
300億円以上～350億円未満	年間 55円～
250億円以上～300億円未満	年間 50円～
200億円以上～250億円未満	年間 45円～
150億円以上～200億円未満	年間 40円～
～150億円未満	年間 35円～

当事業年度の配当は、期初に公表のとおり、十八銀行との経営統合による一過性の要因があるため、配当金目安テーブルにかかわらず、年間85円を下限に支払う予定としており、期末配当金は1株当たり42円50銭といたしました。

なお、2021年3月期につきましても、十八銀行との経営統合による一過性の要因があるため、配当金目安テーブルにかかわらず、2020年3月期の予定配当額と同水準の年間85円をお支払いする予定です。

第13期末 (2020年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	4,555,981	預 金	17,174,794
コールローン及び買入手形	23,236	譲 渡 性 預 金	346,675
買 現 先 勘 定	37,621	コールマネー及び売渡手形	2,248,706
買 入 金 銭 債 権	54,688	売 現 先 勘 定	1,369,069
特 定 取 引 資 産	1,630	債券貸借取引受入担保金	638,281
金 銭 の 信 託	14,734	借 用 金	2,159,259
有 価 証 券	3,797,852	外 国 為 替	1,679
貸 出 金	16,126,222	短 期 社 債	29,000
外 国 為 替	32,933	社 債	10,000
リース債権及びリース投資資産	15,857	そ の 他 負 債	156,225
そ の 他 資 産	283,821	退 職 給 付 に 係 る 負 債	4,379
有 形 固 定 資 産	209,629	利 息 返 還 損 失 引 当 金	26
建 物	58,480	睡眠預金払戻損失引当金	8,592
土 地	133,299	その他の偶発損失引当金	0
リ ー ス 資 産	2,582	特 別 法 上 の 引 当 金	22
建 設 仮 勘 定	852	繰 延 税 金 負 債	6
その他の有形固定資産	14,416	再評価に係る繰延税金負債	22,961
無 形 固 定 資 産	19,206	支 払 承 諾	45,662
ソ フ ト ウ ェ ア	12,869	負 債 の 部 合 計	24,215,343
その他の無形固定資産	6,337	(純 資 産 の 部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	8,459	資 本 金	124,799
繰 延 税 金 資 産	47,770	資 本 剰 余 金	141,418
支 払 承 諾 見 返	45,662	利 益 剰 余 金	514,682
貸 倒 引 当 金	△206,904	自 己 株 式	△2,446
資 産 の 部 合 計	25,068,405	株 主 資 本 合 計	778,454
		その他の有価証券評価差額金	65,358
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△32,547
		土 地 再 評 価 差 額 金	51,495
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△9,721
		その他の包括利益累計額合計	74,584
		非 支 配 株 主 持 分	23
		純 資 産 の 部 合 計	853,062
		負債及び純資産の部合計	25,068,405

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

個 別 計 算 書 類

監 査 報 告 書

第13期 (2019年4月1日から
2020年3月31日まで) **連結損益計算書**

(单位: 百万円)

科 目		金 額
経 資	利 益	283,186
資 金	運 用	200,141
貸 出	金 利	155,206
有 価 証 券	利 息	37,936
コ ー ロ ー ン	利 息	138
買 入	先 金	0
預 そ の 他	の 受 入	0
信 託	報 等	6,859
役 務 取 引	引 取 引	0
特 定 の 償 還	の 他 債 権	56,283
そ の 常 費	の 達 費	344
経 資	調 達 費	17,010
預 讓	金 性 預 金	9,406
コ ー ロ ー マ ネ ー	利 息	882
売 債 借 入	先 金	8,524
短 期 社 債	利 息	25,829
そ の 他 の 支 払	の 利 息	5,179
役 務 取 引	等 務 経 常	82
そ の 倒 引	当 金 経 常	△994
特 別 固 定 資 産	の 別 損 益	2,198
固 定 資 産	の 損 益	5,946
減 損	の 損 益	1,622
段 階 取 得	に 係 る 差 益	5
金 等 調 整	前 期 純 利 益	195
法 人 税	住 民 税	11,592
法 人 税	等 税	25,007
法 人 税	等 税	887
当 期 純 利 益	の 損 益	154,951
非 支 配 株 主	に 帰 属 する 当期純損失	81,760
親 会 社 株 主	に 帰 属 する 当期純利益	66,774
		14,986
		5,250
		117,444
		3,962
		399
		3,414
		148
		108,231
		△18,308
		△2,353
		110,585
		22
		110,607

第13期末 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	15,902	流 動 負 債	154,744
現 金 及 び 預 金	2,576	短 期 借 入 金	123,300
前 払 費 用	68	短 期 社 債	29,000
仮 払 金	2	未 払 金	2,171
未 収 入 金	11,209	未 払 費 用	1
未 収 還 付 法 人 税 等	2,046	未 払 法 人 税 等	220
		そ の 他	49
固 定 資 産	714,041	負 債 の 部 合 計	154,744
有 形 固 定 資 産	16	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	16	株 主 資 本	575,199
無 形 固 定 資 産	272	資 本 金	124,799
ソ フ ト ウ エ ア	196	資 本 剰 余 金	373,441
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	76	資 本 準 備 金	101,786
投 資 そ の 他 の 資 産	713,751	そ の 他 資 本 剰 余 金	271,654
関 係 会 社 株 式	713,697	利 益 剰 余 金	77,367
繰 延 税 金 資 産	53	そ の 他 利 益 剰 余 金	77,367
資 産 の 部 合 計	729,943	繰 越 利 益 剰 余 金	77,367
		自 己 株 式	△408
		純 資 産 の 部 合 計	575,199
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	729,943

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

個 別 計 算 書 類

監 査 報 告 書

第13期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	28,703
関 係 会 社 受 取 配 当 金	28,703
営 業 費 用	14,655
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	14,655
営 業 利 益	14,047
営 業 外 収 益	24
未 払 配 当 金 除 斥 益	8
雑 収 入	15
営 業 外 費 用	686
支 払 利 息	415
短 期 社 債 利 息	5
株 式 交 付 費	9
雑 損 失	255
経 常 利 益	13,385
特 別 損 失	0
固 定 資 産 除 却 損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	13,384
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	786
法 人 税 等 調 整 額	△23
法 人 税 等 合 計	763
当 期 純 利 益	12,621

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 昇 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 義 博 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永 里 剛 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ふくおかフィナンシャルグループの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 昇 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 義 博 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永 里 剛 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ふくおかフィナンシャルグループの2019年4月1日から2020年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて、子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 監査役会

常勤監査役 田 中 和 教 ㊟

社外監査役 杉 本 文 秀 ㊟

社外監査役 山 田 英 夫 ㊟

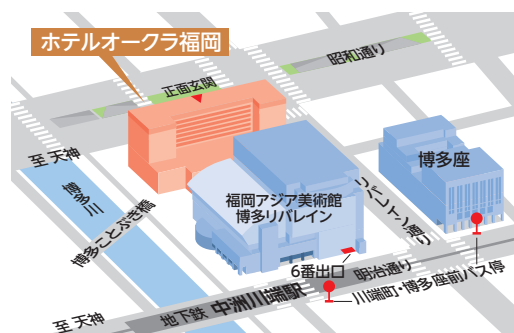
以 上

株主総会会場ご案内図

- 会場 ホテルオークラ福岡 4階平安の間
福岡市博多区下川端町3番2号
電話 (092) 262-1111



会場周辺図



交通のご案内

地下鉄「中洲川端駅」

川端口改札より6番出口

バス「川端町・博多座前」バス停で下車

- 博多バスターミナル2番のりばより約15分
- 西鉄天神バスセンターより約10分